



次世代育成支援対策推進法 地方自治体・企業に次世代支援行動計画策定義務付け

平成14年度の合計特殊出生率は「1.32」と過去最低になりました。これまで少子化の主な要因は晩婚化・未婚化と言われましたが、それに加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象が見られるようになりました。このため、政府は今年3月に「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」を策定し、併せて「次世代育成支援対策推進法」を第156通常国会に提出し、7月に成立しました。

この法律では、地方自治体や従業員301人以上の事業主に次世代支援行動計画の策定を義務

付けています。行動計画策定にあたり、今後、労働組合として、組合員の意見反映に取り組んで行かなければなりません。

都道府県労働局では、「一般事業主行動計画策定のためのQ&A」を作成し、事業主に対して説明会を行います。また、連合も実効性の高い行動計画を作成するためのパンフレットを作成します。

なお、この法律は2005年4月1日から2015年3月31日までの時限立法です。

次世代育成支援対策推進法

<2005年度から10年間の時限立法>

